

令和8年4月1日採用

南区福祉保健課健康づくり係会計年度任用職員 (栄養士・歯科衛生士(日額職)) 募集要項

南区では生活習慣病予防、各種集団健康教室やイベント等の事業に係る「南区福祉保健課健康づくり係会計年度任用職員(栄養士・歯科衛生士(日額職))」を募集します。

福祉保健課健康づくり係会計年度任用職員の応募をされる方は、下記をご確認のうえ、応募書類をご提出ください。

1 応募資格

各職の免許を有する方

2 欠格条項

地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由に該当する場合には、会計年度任用職員の任用を行うことができません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者

3 職種、勤務条件等

(1) 職種

ア 栄養士

イ 歯科衛生士

(2) 勤務条件・仕事内容等

募集要項別紙参照

※その他勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます

(3) 身分

地方公務員法第22条の2に定める会計年度任用職員

(4) 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間で任用します。

※勤務成績が良好である場合等、再度任用する場合があります。(最大4回)

4 応募方法

(1) 申込書類（アとイいずれもご提出ください）

ア 会計年度任用職員申込書（指定用紙）

イ 資格免許証の写し

※申込書については、ホームページでダウンロードできます。

※電話番号は平日日中に連絡可能なものをご記入ください（携帯電話可）。

※様式は、横浜市ホームページからダウンロード、または区役所窓口（4階41番）でもお渡しします。

※応募書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

※申込者の個人情報、厳正かつ適切に管理を行い、採用及び選考以外の目的には使用いたしません。

(2) 提出期限（簡易書留による郵送または持参）

令和8年2月27日（金）【必着】 ※窓口持参の場合は、同日の午後5時00分まで

(3) 提出先

ア 郵送の場合（簡易書留）

下記へ簡易書留で送付してください。

〒232-0024 横浜市南区浦舟町2丁目33番地 南区役所福祉保健課健康づくり係

イ 持参の場合

南区福祉保健課健康づくり係（南区総合庁舎 4階41番窓口）

受付時間：平日の午前9時00分から午後5時00分まで

5 選考方法

郵送または持参で提出された申込書類と合わせて、面接を行い選考します。

(1) 面接予定日：令和8年3月9日（月）～13日（金）土日除く

(2) 面接場所：南区役所会議室

※日時・場所の詳細については、申込書記載のメールアドレスもしくは電話番号へ3月4日までにお知らせします。

6 合否結果通知

合否に関わらず、令和8年3月23日頃に郵送にてお知らせします。

7 雇入時健診

勤務条件によって、雇入時健康診断を受診していただくことがあります。

8 停止条件

本件は、令和8年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とします。

9 申込・問合せ先

南区福祉保健課 担当：齋藤、山本

電話 045-341-1185

<南区福祉保健課健康づくり係会計年度任用職員 募集要項 別紙>

職種	職名称	資格要件	仕事内容	勤務地	勤務日	勤務時間	報酬	休暇	その他
栄養士	会計年度任用職員 健康づくり関係業務 栄養士	栄養士免許	生活習慣病予防・生活習慣改善のための個別健康相談 各種集団健康教室やイベント等における運営補助	南区役所	月1～2回程度	8:45～17:15 (休憩時間12:00～13:00)	時給1,788円	一定の要件を 満たす場合に 年次休暇・夏季 休暇等を付与	・通勤費用(実費相当額)支給 ・一定の要件を満たす場合に、期末手当支給 ・一定の要件を満たす場合に、社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)に加入
歯科衛生士	会計年度任用職員 健康づくり関係業務 歯科衛生士	歯科衛生士 免許	歯科口腔保健のための個別健康相談 集団健康教室・イベント等における運営補助		月1～3回程度	①8:45～12:45 ②12:30～16:30			